

災害発生時における応急対策の協力に関する基本協定書

糟屋郡須恵町（以下「甲」という。）と社団法人福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防及び災害時の応急対策並びに復旧対策の円滑な実施に寄与するため、協力に関する基本協定（以下「協定」という。）を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域防災計画に基づき、甲の地域における応急対策について甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応急対策等の内容）

第4条 応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 甲が管理する公共施設等の被災状況の調査
- (2) 甲が管理する公共施設に係る被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集及び復元
- (3) 登記及び境界に関する住民への無料相談所の開設
- (4) 平常時における甲が管理する公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第5条 甲は、乙に協力要請を行うに当たっては応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、速やかに社員の派遣計画を策定し、これを甲に提示するものとする。
- 3 甲は、前項の派遣計画に基づく乙の協力を受けるときは、当該協力を受ける業務に関して乙と別途委託契約を締結するものとする。
- 4 乙は、前項の委託契約に基づいて、甲が指定する場所に社員を派遣して業務に当たらせるものとする。

(費用の負担)

- 第6条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における乙の業務運用基準に基づき、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(名簿等の提出)

- 第7条 乙は、毎年1回、社員名簿及び応急対策業務に関する連絡担当者を甲に提出するものとする。

(資料の提供及び協議)

- 第8条 甲は、この協定に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、資料を提供すると共に必要に応じ乙と協議を行うものとする。

(甲の解除権)

- 第9条 甲はこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は、乙にこの協定に基づく応急対策業務の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、この協定を解除することができる。

(協議事項)

- 第10条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、解除の申し出がない限

り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

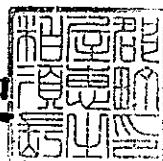
平成25年12月15日

甲 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

糟屋郡須恵町

須恵町長

中嶋 裕史



乙 福岡市中央区舞鶴3丁目3番13号

社団法人

福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長

松尾 孝人

